吸収合併に係る事後開示書面

2022 年 4 月 1 日

株式会社ＩＣ

2022 年 4 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社ＩＣ
代表取締役社長執行役員　　齋藤　良二

当社は、2022 年 2 月 22 日付で株式会社 LOCOBEE との間で締結した合併契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 LOCOBEE を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関する事項は下記の通りです。

１．吸収合併が効力を生じた日
2022 年 4 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における手続の経過
（１）株主の差止請求
吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません。
（２）反対株主の株式買取請求
吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません
（３）新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
（４）債権者の異議
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第２項及び第３項の規定により、債権者に対して、2022 年 2 月 25 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における手続の経過
（１）株主の差止請求
本合併は、会社法第 796 条第２項の規定による簡易合併であるため、株主の差止請求はありません。
（２）反対株主の株式買取請求
本合併は、会社法第 796 条第２項の規定による簡易合併であるため、反対株主の

株式買取請求権はありません。

（３）債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定により、債権者に対して 2022 年２月 25 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

５．吸収合併消滅会社の事前開示書面

吸収合併消滅会社の事前開示書面は、別添のとおりです。

６．登記変更日

2022 年４月１日

７．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

吸収合併に係る事前開示書面

2022年2月22日

株式会社ＬＯＣＯＢＥＥ

2022年2月22日

吸収合併にかかる事前開示書面

東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社ＬＯＣＯＢＥＥ
代表取締役社長　　大田　健二

１．吸収合併契約の内容
別紙合併契約書のとおり

２．合併対価の定め
定めはありません。

３．新株予約権の割当に関する定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

４．吸収合併存続会社についての計算書類、財産状況に関する事項
吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

５．吸収合併消滅会社についての財産状況に関する事項
最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

６．吸収合併存続会社の債務の履行に関する見込みに関する事項
本吸収合併以後も存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、又、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現時点で予測されておりません。
従いまして当社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

別紙. 1

吸 収 合 併 契 約 書

株式会社インフォメーションクリエーティブ（住所：東京都品川区南大井六丁目22番７号、以下「甲」という。）と株式会社LOCOBEE（住所：東京都品川区南大井六丁目22番７号、以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第１条　甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

（新株の割当）

第２条　乙の株式総数3,000株は全株甲の所有に属するため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第３条　甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額（金407,874千円）及び資本準備金の額（金389,037千円）を増加しないものとする。

（効力発生日）

第４条　合併が効力を発生する日を2022年４月１日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（引き継ぎ）

第５条　乙は、その作成による2021年９月30日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。

②　乙は、2021年10月１日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

（善管注意義務）

第６条　甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（従業員）

第７条　甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとし、その他取り扱いについては、甲乙協議の上決定する。

（解散費用）

第８条　乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更等）

第９条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（規定外条項）

第10条　本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙は各１通を保有するものとする。

2022年２月22日

東京都品川区南大井六丁目22番７号
（甲）株式会社インフォメーションクリエーティブ
代表取締役社長執行役員　　齋藤　良二

東京都品川区南大井六丁目22番７号
（乙）株式会社LOCOBEE
代表取締役社長　　大田　健二